

市有財産売り払い一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 富山市が市有財産の売り払いに係る競争入札を行う場合の取扱については、この心得の定めるところによる。

(入札等)

第2条 入札参加者は、この心得、公告及び実施要領等を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんの上、入札者の氏名、件名及び「入札書在中」と記載して入札箱に投函しなければならない。

3 入札参加者は、一度提出した入札書を書替え、引換え又は撤回することができない。

4 入札参加者は、代理人が入札するときはその委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

7 入札の執行を妨害した入札参加者には、退場を命ずることができる。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第4条 入札参加者が独占禁止法等に抵触する行為、その他不正若しくは不穩の行為をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認める場合には、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 指定した方法以外で提出された入札
- (5) 入札書に記名押印のない入札（使用印鑑が異なる場合を含む。）
- (6) 入札金額を訂正した入札

- (7) 入札書の記載事項が不明瞭であり、意思表示が確認できない入札
 - (8) 入札に際して不正の行為があったと認められる入札
 - (9) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
 - (10) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (11) 予定価格を下回る金額を提示した入札
 - (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- (開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いの上で行う。

(落札者の決定)

第7条 入札金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格である者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合には、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札保証金)

第9条 入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の10以上の額を納付しなければならない。

- 2 入札参加者が納付すべき入札保証金の納付に代え、入札参加者は市長が確実と認める金融機関が振り出して支払保証をした小切手を担保として提供することができる。

(入札保証金の還付)

第10条 入札保証金は、入札が終了し、又は入札が中止され、若しくは取り消されたときに還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(契約保証金)

第11条 落札者は、売買契約締結時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の額を納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、前条に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、落札の決定のあった日から起算して7日以内（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に契約を締結しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失う。

- 3 落札者が、落札決定後、契約締結までの間において、入札に参加する資格の要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

(異議の申立)

第13条 入札参加者は、入札後、入札物件の不明を理由として異議を申し立てることはできない。